

漁獲可能量留保枠の配分について

令和 2 年 8 月
水 産 庁

1 制度の概要

まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば漁獲可能量留保枠の配分については、①基本計画の変更とする、②ただし、計画変更のうち、下記の「形式的な類型」については、当該類型に関する計画変更のルールについて事前に水産政策審議会のルールを聴いた上で同意を得ておき、当該ルールに則り変更されるものは、事後報告で対応できることとしている。

<形式的な類型>

(1) 発動要件

漁業種類別又は都道府県別の採捕の実績が基本計画に定められた数量の75パーセントに達した場合（以下達した日を「基準日」という。）には、(2)に基づき算出した数量を当該区分へ配分する。

(2) 配分量の算出

期間予測漁獲量と基本計画に定められた数量との差（A）又は漁期当初の数量（B）のうち小さい方とする。

（期間予測漁獲量の算出式）

以下①から③までの合計値とする。

- ① 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- ② 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月：
 - ア 当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除すことで算出した当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率（以下、「特異率」という。）が1以上の場合：
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に特異率を乗じて得た値
 - イ 特異率が1未満の場合：当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績
 - 当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

2 資源管理分科会への報告

第 101 回資源管理分科会（令和 2 年 5 月 27 日開催）以降、上記 1 の「形式的な類型」に則り留保枠から配分したので報告する。

まいわし（日本海の海域、令和 2 年漁期）

計画（変更）日	指定漁業/都道府県	配分前	留保の配分	配分後	備 考
令和 2 年 6 月 3 日	島根県	24,000 トン	10,000 トン	34,000 トン	前ページ A

【参考】まいわし（日本海の海域）の配分状況

計画（変更）日	対象	配分量	国の留保枠
当初（R2.1.1）	—	—	22,000 トン
R2.3.24	大中型まき網漁業	6,000 トン	16,000 トン
今回（R2.6.3）	島根県	10,000 トン	6,000 トン

（以 上）